



神奈川県

身边にこんなトラブルか!  
かながわ消費生活

2022年6月15日発行 第126号

# 注意・警戒情報

「屋根の修理が必要」と持ち掛ける

# 点検商法！ に注意！



## 相談事例



突然、業者が訪問し、「無料で屋根を点検する。」と言われ、屋根に上がってもらった。点検後に、屋根の一部がはがれた写真を見せられ、「今日中に契約するならば安くする。」と言われたので、その場で修理してもらい、代金を支払った。

後日、点検に来た業者が、屋根を壊して写真を撮っていたことが分かったので、返金をしてもらいたい。



- 点検の申し出には、安いに応じない
- その場では契約しない
- 訪問販売の契約は、クーリング・オフの対象です

次のような点に、注意しましょう!!



- ◆ 突然訪問してきた業者に、安いに点検させないようにしましょう。屋根を壊して撮影し、勧誘するなど、悪質なケースもあります。
- ◆ 点検後に修理を勧められても、その場では契約しないようにしましょう。複数の業者から見積書を取ることをおすすめします。

- ◆ 家族や周囲の人は、不審な人物が訪問していないか、見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。
- ◆ 工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。困ったことがあったら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン

い や や  
番局なし 188

(近くの消費生活相談窓口につながります。)

消費生活課 ニャン吉

国民生活センター  
公式LINE  
のご案内はこちら

食の安全・安心

～ 6つのポイントで予防 ～

# 家庭でも起きる食中毒

食中毒は、外食だけでなく、家庭でも発生します。

食品の購入から調理して食べるまでの、それぞれの場面で食中毒予防の原則「つけない」「増やさない」「やっつける」を実践して、食中毒を予防しましょう。



## 買い物

- 消費期限を確認する。
- 肉や魚などは、汁が食品に付かないようにビニール袋に入れる。
- 傷みやすい生鮮食品を最後に買い、寄り道をしないですぐに帰る。

## 家庭での保存

- 要冷蔵、要冷凍の食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に保管する。
- 肉や魚はビニール袋や容器に入れ保管する。
- 肉、魚、卵を取り扱う前と後に必ず手指を洗う。



## 調理

- 調理の前に手を洗う。
- 肉や魚は十分に加熱する。中心部を75°Cで1分間以上の加熱が目安。



## 残った食品

- 残った食品を扱う前にも手を洗う。
- 清潔な容器に保存する。
- 温め直すときも十分に加熱する。
- 時間が経ちすぎたものは思い切って捨てる。
- ちょっとでもあやしいと思ったら食べずに捨てる。

## 下準備

- 調理の前、生肉や魚、卵を触った後に手を洗う。
- 生で食べるものの（果物やサラダ等）や調理済食品に生肉や魚などの汁をつけない。
- 野菜などの食材を流水できれいに洗う。
- 包丁やまな板は肉用、魚用、野菜用と別々にそろえて使い分けると安全。
- 冷凍食品は冷蔵庫や電子レンジで解凍する。
- ふきんやタオル、調理器具は洗った後に熱湯で殺菌する。（特に肉や魚用のまな板や包丁）。

## 食事

- 食べる前に石けんで手を洗う。
- 清潔な食器を使う。
- 作った料理は、長時間、室温に放置しない。



食中毒かなと思ったら！

おう吐や下痢等、食中毒の症状が出たら、早めに医師の診断を受けましょう。

※この記事は、以下のページを参考に神奈川県消費生活課が作成しました。

政府広報オンライン「食中毒予防の原則と6つのポイント」 [https://www.gov-online.go.jp/featured/201106\\_02/](https://www.gov-online.go.jp/featured/201106_02/)



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口に相談しましょう



くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ

消費生活課ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter(かながわ中央消費生活センター) [https://twitter.com/kanagawa\\_shouhi](https://twitter.com/kanagawa_shouhi)



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話: 045-312-1121(代表) / FAX: 045-312-3506



かながわ宣言

神奈川県